

公益社団法人高知県森と緑の会
こうち山の日推進事業費補助金
植樹活動支援事業

令和8年度 二次募集案内

令和8年5月28日（木）～6月26日（金）必着

問い合わせ・書類提出先：

公益社団法人 高知県森と緑の会

〒781-8010 高知市棧橋通6丁目7番43号

総合保健協会合同庁舎5階

電話番号 088-855-3905 FAX 番号 088-855-3906

ホームページ <https://www.moritomidori.com/>

E-mail info@moritomidori.com

事業の概要

公益社団法人高知県森と緑の会は、「豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいく」とした、「こうち山の日」（11月11日）の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的として実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

対象となる事業

県民参加型による植栽前の地拵え及び植栽後の下刈りを伴う植樹活動を対象とします。

※下刈りの補助対象期間は原則5年とする。

対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は対象になりません。

- （1）国又は県の他の事業（補助事業・委託事業等）、「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択、または採択予定の事業
- （2）当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した費用の財源に森林環境譲与税を充てる事業

応募の要件

事業の実施主体は、次の要件のすべてに該当する市町村、教育委員会、一部事務組合又は県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体とします。

- （1）自ら企画した事業を、県内で実施可能であること。
- （2）「こうち山の日」の制定趣旨を十分に理解し、そのPRや普及啓発に積極的に取り組むことが期待できること。
- （3）責任能力のある者が中心となって構成された団体等であり、任意団体にあつては会規約等が定められ、継続的な活動が行われていること。
- （4）当該補助対象事業において、営利を追求しないこと。
- （5）明朗な会計、経理を実施、報告できること。
- （6）政治団体、または宗教団体でないこと。
- （7）実施事業の公表に異議がないこと。
- （8）暴力団等、交付要綱第7条6項に該当する団体でないこと。

募集期間

令和8年5月28日（木）～6月26日（金）必着 持参の場合は17時半まで

※三次募集の実施予定はありません。

補助金の限度額等

- (1) 補助金の限度額は、1事業につき50万円以内です。
- (2) 補助金は1円単位とし、1円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

補助率

補助率は定額です。ただし、事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内となります

事業実施期間

交付決定がされた日～令和9年3月15日(月)

対象となる経費

科目	摘要	備考
賃金	構成員や従業員等の作業員への賃金 (当日の指導、前日までの準備、会場整備等)	(注) 金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額(1人1日当たり9,700円以内)とし、原則として県内在住者とする。
報償費	外部講師、外部作業員等への謝金(当日の作業補助、前日までの準備、会場整備等)	(注) 金額は、事業を行うのに必要な額(1人1日当たり9,700円以内)とし、県内在住者に限る。ただし、外部講師については、特段の理由がある場合は1人1日当たり3万円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。
旅費	外部講師又はスタッフ(協力団体等を含む)への旅費 有料道路の通行料金	(注1) 事業の当日および準備に要する実費とし、県内での移動に係る経費に限る。 (注2) 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。
需用費	(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費(木エクラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃、救急セット等)	(注1) 参加者への土産物(木エクラフト等材料費が少額なものを除く。)や実施団体の資産になり得る物品等(チップパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等)は補助対象外とする。 (注2) 広報に要する費用は実施事業の規模に応じて過大にならないこと。
	(2) 燃料 ガソリン・軽油代(チェーンソーや刈払機等の燃料費)	

	(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等	
	(4) 資材 苗木代、支柱代、獣害防止材等	
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費（切手・ハガキ代等）、振込手数料等	(注) 県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土工事費等	(注) 活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用料および賃借料	(注1) 実施団体の代表者への賃借料は補助対象外とする。 (注2) 料金が定まっていないものについては、社会通念上、妥当な額とする。

対象とならない経費

- (1) 食糧費及び賄材料費
- (2) 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- (3) 交付決定日より前に発生する経費
- (4) その他不相当と認められる経費

選定委員会

事業の審査及び選定を厳正かつ公平に行うため、「こうち山の日推進事業費補助金選定委員会実施要領」に基づき、森林環境や林業等についての見識者で構成される「こうち山の日推進事業費補助金選定委員会」を設置しています。

申請事業の審査

選定委員会は、次に掲げる事項を審議したうえ、当該事業に適した企画を選定します。

- (1) 補助金交付申請書等の審査
- (2) 補助金交付申請書等の評価
- (3) その他必要と認めること

選定方法

選定委員会にて、提出された書類をもとに審査・選定を行います。申請団体の出席は必要ありません。

評価の基準

(1) 企画を選定するための評価項目は次にあげるとおりです。各評価項目の配点は等分します。

評価項目	評価の視点
基本的な考え方	「こうち山の日」の制定趣旨に基づいているか
事業の内容	内容が地域の特性を活かし、独創性または先進性に優れているか 県民から幅広い参加が得られるか
実現性	団体等の執行体制は十分か（実績・事務体制等）
広がり	県民に広く周知することは可能か 県内での「こうち山の日」の幅広い普及啓発を期待できるか 事業の実施を通じて、地域での新たな展開および波及効果が期待できるか
投資効果	投資に比べ、高い事業効果が期待できるか 事業を実施することで「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発にどのように繋がるのか、事業実施主体から十分な説明がされているか

(2) 選定委員会は、申請のあった補助事業を評価し、合計点数により採択する事業を選定します。ただし、これにより難しい場合は、選定委員会の合議により採択する事業を選定します。

失効事項

次のいずれかに該当する場合は、失効になることがあります。

- (1) 補助金交付申請書等に虚偽の記載がある場合
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (3) 補助金交付申請書等の提出方法、提出先及び期限に示された条件に適合していない場合
- (4) その他募集案内に違反した場合

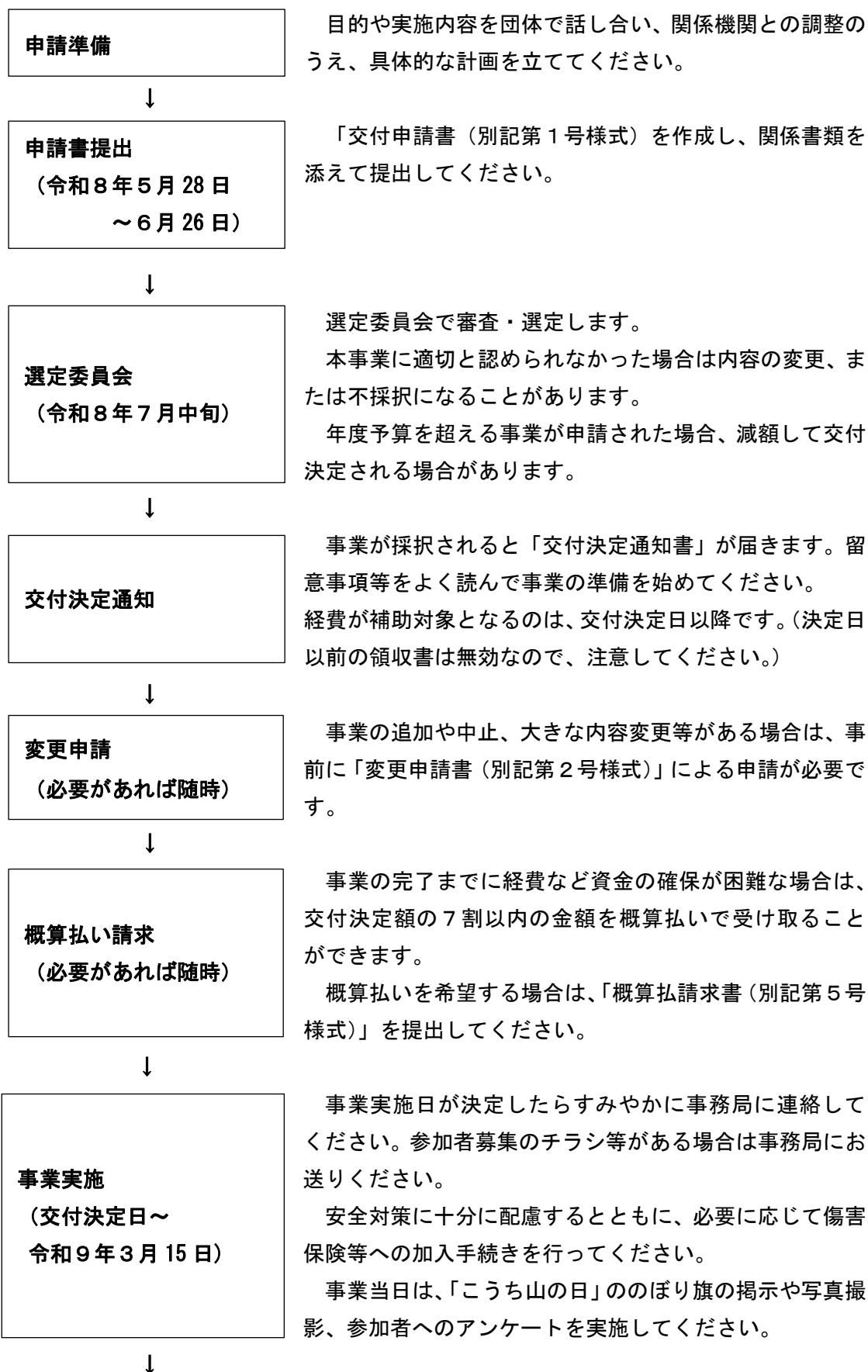
選定結果の通知

選定の結果は、補助金交付決定通知書等により申請者に通知します。補助金の適正な交付を行うために必要と認められる場合は、申請事項に修正や条件を付することがあります。

情報公開

選定の公正性、透明性および客観性を保つため、提出された補助金交付申請書等および選定結果を公開することがあります。

事業の全体的な流れ



実績報告書兼請求書提出
(事業後 30 日以内
最終提出期限 3 月 15 日)

事業実施後、「実績報告書兼請求書（別記第 3 号様式）」を作成し、関係書類を添えて提出してください。

実績報告書の検査後に補助金が振り込まれます。

振込日は月の中頃と月末のいずれか早い日となります。

申請について

募集案内、交付要綱をよく読み、交付申請書（別記第 1 号様式）を、高知県森と緑の会のホームページからダウンロードして作成し、募集期間内に提出してください。

事業実施および申請書記載にあたっての留意事項

・別紙 1 の 2 「植栽等の森林整備に関する調書」の概要に植樹する樹種、苗木の樹高、本数を記載してください。事業実施計画には植栽前の地拵え、植栽当日、植栽後の下刈りの実施計画を記載してください。複数年度にわたって実施する予定の場合は、年度ごとの計画を記載してください。但し、次年度以降については今回の申請が認められても必ずしも補助の対象となるものではありません。年度ごとに事業の申請を行ってください。

・シカ等の鳥獣害防止柵等を設置する場合は、別紙 1 の 2 「植栽等の森林整備に関する調書」の概要にその旨を記載し、柵等の設置場所を含む植栽箇所等の図面を添付してください。また、柵等の経費は別紙 2 「事業計画書の積算内訳書」に記載し、参考資料として見積書等を添付してください。

・植樹場所には当該事業が高知県の森林環境税を活用して実施されたことがわかる標柱または看板等を設置してください。標柱等の設置に要する経費は別紙 2 「事業計画書の積算内訳書」に記載してください。

提出書類

〈申請者が市町村、教育委員会、一部事務組合の場合〉

- ・補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ・事業計画書（第 1 号様式 別紙 1 の 1）
- ・植栽等の森林整備に関する調書（第 1 号様式 1 の 2）
- ・事業計画書の積算内訳書（第 1 号様式 別紙 2）
- ・収支予算書（第 1 号様式 別紙 3）
- ・団体の概要（第 1 号様式 別紙 4）
- ・市町村等費（自己負担金）の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類
申立書（第 1 号様式 別紙 7）※自己負担金がない場合は不要
- ・その他資料がある場合
高額な経費の見積書
参考資料等

〈申請者が県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体の場合〉

- ・ 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 事業計画書（第 1 号様式 別紙 1 の 1）
- ・ 植栽等の森林整備に関する調書（第 1 号様式 1 の 2）
- ・ 事業計画書の積算内訳書（第 1 号様式 別紙 2）
- ・ 収支予算書（第 1 号様式 別紙 3）
- ・ 団体の概要（第 1 号様式 別紙 4）
- ・ 県税の滞納がないことを証明する書類
県税の滞納がない旨の証明は、県税事務所が発行する「納税証明書」
県税の納税義務がない旨の証明は「納税義務がない旨の申立書（第 1 号様式 別紙 5）
- ・ 県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明する書類
誓約書兼同意書（第 1 号様式 別紙 6）
- ・ 団体規約、会員名簿
- ・ その他資料がある場合
市町村から通知された交付決定通知書 ※市町村からの補助金等の収入がある場合
高額な経費の見積書
参考資料等

提出方法

メール、郵送、持参のいずれかで提出してください。

※メールで申請の場合は、原本の提出を省略できます。

提出部数

1 部

その他

- （1）提出された書類は、原則として返却しません。
- （2）提出書類の様式は、必要に応じて適宜枚数を増やして作成してください。ただし、記載項目は変更しないでください。
- （3）提出書類の作成に要する費用は、提出する団体等が負担してください。
- （4）提出された書類は、選定段階の際に必要な範囲において複製することがあります。

申請書提出および問い合わせ先

公益社団法人 高知県森と緑の会（水田）

〒781-8010 高知市棧橋通 6 丁目 7 番 43 号 総合保健協会合同庁舎 5 階

電話番号 088-855-3905 FAX 番号 088-855-3906

ホームページ <https://www.moritomidori.com/>

E-mail mizuta@moritomidori.com